



税務情報

2018年度及び2019年度税制改正関連情報

1. 過大支払利子税制等に関する法令解釈通達の発遣

2019 年度税制改正では、過大支払利子税制について経済協力開発機構 (OECD) が 2015 年 10 月に公表した税源浸食と利益移転 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクトの行動 4 (利子控除制限ルール) に関する最終報告書の勧告を受けて、制度の大幅な見直しが行われました。

具体的には、対象となる純支払利子等の額の範囲が見直され、関連者等に対する支払利子等のほか、第三者への支払利子等のうち日本で課税されないものが本制度の対象に追加されることとなりました。また、本制度による損金算入限度額の計算の基礎となる調整所得金額から国内外の受取配当等の益金不算入額を除外するとともに、調整所得金額に乘じる「基準値」を 50% から 20% に引き下げる等の改正が行われました。

これらの改正は 2020 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されることから、国税庁は 12 月 19 日、改正後の過大支払利子税制に対応する以下の通達を発遣しました。

■ [法人税基本通達等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#) (12 月 18 日付)

(過大支払利子税制に係る通達は、[「第 3 租税特別措置法関係通達\(法人税編\)関係」](#)及び[「第 4 租税特別措置法関係通達\(連結納税編\)関係」](#)においてご確認ください。)

既存の通達の取扱いが改正後の過大支払利子税制に対応するよう改正されたほか、「法人が発行した債券を取得した者が実質的に多数でないもの」(措通 66 の 5 の 2—12) が新設されています。

また、上記の過大支払利子税制に関する通達のほか、2018 年度税制改正において創設された、分配時調整外国税相当額の控除制度に関する通達 ([「第 1 法人税基本通達関係」](#)及び[「第 2 連結納税基本通達関係」](#)) も併せて発遣されました。

なお、2019 年度税制改正における過大支払利子税制以外の項目に対応する改正通達については、2019 年 6 月 6 日及び 7 月 3 日にすでに公表されています。(e-Tax News No.172 [「国税庁 — タックスヘイブン対策税制に係る改正通達の発遣」](#) (2019

年 6 月 6 日発行)及び e-Tax News No.176「[2019 年度税制改正関連情報](#)」(2019 年 7 月 4 日発行)にてお知らせしています。)

2. タックスヘイブン対策税制に対応した改正通達に関する趣旨説明の公表

2019 年度税制改正では、タックスヘイブン対策税制について、ペーパー・カンパニー(その租税負担割合が 30%未満である場合には、会社単位の合算課税の対象となる外国関係会社)の範囲が見直され、以下の外国関係会社はペーパー・カンパニーに該当しないこととされました。

- A. 持株会社である一定の外国関係会社(外国子会社又は特定子会社の株式等を保有する外国関係会社)
- B. 不動産保有に係る一定の外国関係会社(不動産会社である管理支配会社の事業に必要な不動産又は管理支配会社が自ら使用する不動産を保有する外国関係会社)
- C. 資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社

また、外国関係会社が連結納税規定やパススルー課税規定を適用している場合における外国関係会社の租税負担割合及び適用対象金額並びに内国法人における外国税額控除の規定に係る取扱いが整備され、これらの規定における所得金額や法人所得税(外国法人税)は、外国関係会社の本店所在地国等の法人所得税(外国法人税)に関する法令の規定のうち企業集団等所得課税規定(連結納税規定及びパススルー課税規定)を適用しないものとして計算することとされました。

上記の改正に対応した「[租税特別措置法関係通達\(法人税編\)等の一部改正について\(法令解釈通達\)](#)」は 5 月 31 日付で発遣されています(改正通達の概要については、e-Tax News No.172「[国税庁 — タックスヘイブン対策税制に係る改正通達の発遣](#)」(2019 年 6 月 6 日発行)にてお知らせしています。))が、国税庁は 12 月 20 日、この改正通達の趣旨説明を公表しました。

■ [令和元年 5 月 31 日付課法 2—6 ほか 2 課共同「租税特別措置法関係通達\(法人税編\)等の一部改正について」\(法令解釈通達\)の趣旨説明](#)

この趣旨説明には、6 月 26 日に公表された「[外国子会社合算税制に関する Q&A\(平成 29 年度改正関係等\)\(情報\)](#)」及び 7 月 2 日に公表された「[連結納税規定等が適用される外国関係会社の適用対象金額等の計算方法等の改正に関する Q&A\(情報\)](#)」で示された内容が含まれています。

(それぞれの Q&A の概要については、e-Tax News No.174「[国税庁 — 2019 年度税制改正に対応したタックスヘイブン対策税制に係る Q&A の公表](#)」(2019 年 6 月 27 日発行)及び e-Tax News No.175「[国税庁 — タックスヘイブン対策税制 連結納税・パススルー課税が適用される場合の適用対象金額等の計算方法に関する Q&A の公表](#)」(2019 年 7 月 3 日発行)にてお知らせしています。)

3. 仮想通貨に関する税務上の取扱いについて(FAQ)の改訂

2019 年度税制改正では、仮想通貨(*)に関する法人税の取扱いについて、譲渡損益の計上時期や譲渡原価の算出方法、期末評価、信用取引を行った場合の取扱い等

の整備が行われました。また、仮想通貨に関する所得税の取扱いについても譲渡原価の算出方法等の整備が行われています。

(*)「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」により資金決済に関する法律が改正され、「仮想通貨」については「暗号資産」に呼称変更することとされています(2019年6月7日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。

これらの改正を踏まえ、国税庁は12月20日、2018年11月21日に公表された「[仮想通貨に関する税務上の取扱いについて\(FAQ\)](#)」(PDF 430KB)の改訂版を公表しました。

■ [仮想通貨に関する税務上の取扱いについて\(FAQ\)](#) (PDF 966KB)

なお、このFAQが公表された「[仮想通貨に関する税務上の取扱い及び計算書について\(令和元年12月\)](#)」のページには、申告に必要な所得金額が自動計算される「仮想通貨の計算書」(移動平均法用、総平均法用)も公表されています。

4. 情報照会手続に関する法令解釈通達及び事務運営指針の公表

2019年度税制改正では、国税通則法の一部が改正され、適正公平な課税を実現するため、従来から事業者への協力を得て実施されていた任意の情報提供依頼に係る権限が法令上明確化されたとともに、国税当局が事業者等に対して必要な情報を照会するための新たな情報照会手続が整備されました。

この情報照会手続は2020年1月1日から施行されることから、国税庁は12月13日、情報照会手続に関する以下の法令解釈通達を発遣するとともに事務運営指針を公表しました。

■ [「国税通則法第7章の2\(国税の調査\)関係通達の制定について」の一部改正について\(法令解釈通達\)\(12月5日付\)](#)

■ [情報照会手続の実施に当たった基本的な考え方等について\(事務運営指針\)\(12月5日付\)](#)

5. 財務諸表のCSV形式データの作成方法に関する情報の更新

2018年度税制改正により、e-Taxにおける財務諸表については、2020年4月以後の申告から現状のデータ形式(XBRL形式)に加えてCSV形式による提出も可能とされました。

国税庁は12月13日、e-Taxのウェブサイト「[財務諸表のCSV形式データの作成方法\(暫定版\)](#)」の更新について(令和1年12月13日)というお知らせを掲載し、「[財務諸表のCSV形式データの作成方法\(暫定版\)](#)」のページにおいて、以下の情報を更新したことを公表しました。

■ 財務諸表(その他-製造原価報告書、個別注記表、株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書及び損益金の処分表)の勘定科目コード及び標準フォーム

■ 標準フォーム及び勘定科目コードに係る具体的な作成のイメージ

なお、以下の情報については今後掲載される予定です。

- CVS ファイルチェックコーナー(作成された CSV ファイルのエラーの有無をチェックできるコーナー)(2020 月 3 月掲載予定)
- 財務諸表の CSV データ形式の柔軟化、標準フォーム等についてよくある質問(2020 年 3 月掲載予定)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.